

- 市町村がバリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、既に作成済みの基本構想を見直す場合に活用できる「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を平成20年に作成(平成28年改訂)。
- 平成30年11月一部施行の改正バリアフリー法において創設された移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を市町村が作成しようとする場合に活用できる「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を同年10月に作成。
- 今般、両者を1つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として新たに作成※。

※ガイドラインの作成にあたり、学識経験者、障害当事者等(別紙2)で構成した検討会を3回実施。(委員長:高橋教授(東洋大))

ガイドラインの主なポイント

■市町村がマスタープランを新規に作成する場合に参考となる作成手順の流れや各段階におけるポイントを追加

改正バリアフリー法に新たに規定された移動等円滑化促進方針制度の概要及び作成による効果等を掲載

■市町村がマスタープランや基本構想の評価・見直しを行う際のポイントや好事例を追加

アンケート調査結果や基本構想に位置づけた事業の進捗状況を踏まえて、記載内容を見直した事例等を追加

■都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加

基本構想の作成経費に対する補助の取組や基本構想作成に関するセミナー開催の取組等を掲載

■施設間で連携し、一体的にバリアフリー化を行った事例を追加

行政と鉄道事業者の連携による駅前・公園・バスターミナルの歩道における勾配の改善等の取組事例を掲載

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>